

第百四十五回国会 衆議院 建設委員會議録第三号

平成十一年二月十七日(水曜日)

午後零時十二分開議

出席委員

委員長 平田 米男君

理事 佐田玄一郎君

理事 原田 義昭君

理事 井上 義久君

飯島 忠義君

小林 多門君

田中 和徳君

玉沢徳一郎君

松本 和那君

目片 信君

山本 謙司君

辻 第一君

中西 續介君

出席國務大臣

(國務大臣 閣谷 勝嗣君)

出席政府委員

(国土庁長官 久保田勇夫君)

国土庁長官官房

局長 中川 浩明君

国土庁地方振興

局長 白兼 保彦君

委員外の出席者

建設委員会専門

員

委員の異動

二月十七日

辞任

西川 公也君

平野 博文君

同日

辞任

補欠選任

補欠選任

第一類第十三号

建設委員会議録第三号

平成十一年二月十七日

滝 実君 西川 公也君
藤村 修君 平野 博文君

二月十二日

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)は本委員会に付託された。

二月十六日

道路予算の確保に関する陳情書外四十八件島根県能義郡伯太町大字母里二八伯太町議院内小松原満郎外四十八名(第八二号)中部縦貫自動車道の整備促進に関する陳情書(金沢市広坂二の一の一石川県議院内長意)(第八三三号)東九州自動車道等の整備促進に関する陳情書(鹿児島市山下町一一の一鹿児島市議院内入船攻一外三名)(第八四四号)住宅品質確保促進法の早期制定等に関する陳情書外四件滋賀県守山市吉見二の五の二二守山市議院内伊藤守雄外四名(第八五五号)災害復旧制度の拡充等に関する陳情書(宇都宮市堀田一の一の二〇栃木県議院内村田茂忠)(第八六号)過疎地域活性化のための新立法措置に関する陳情書外八件(栃木県那須郡馬頭町大字馬頭四〇九馬頭町議院内本多勝美外八名)(第八七号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

○平田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。国土庁長官閣谷勝嗣君。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○閣谷國務大臣 ただいま議題となりました奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主な内容を御説明申し上げます。

奄美群島につきましては、昭和二十八年の本土復帰以来、特別措置法のもとで各般の事業を実施し、基礎条件の改善とその振興開発を図ってまいつたところであります。

しかしながら、奄美群島をめぐる諸条件は依然として厳しく、なお本土との間に格差が存しており、近年では若年層を中心とする人口の流出や高齢化が進み、活力ある地域社会を維持していく上で、多くの課題を抱えております。

今後、これらの課題の解決を図り、特有の農林水産資源、観光資源等を開発及び活用することにより、その特性に応じた振興開発を推進していくため、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五カ年延長するとともに、振興開発計画を改定し、これに基づく事業を推進する等特別の措置を引き続き講ずる必要があります。

また、小笠原諸島につきましては、昭和四十三

年の本土復帰以来、特別措置法のもとで各般の事業を実施し、その成果を上げてまいつたところであります。本号から極めて隔絶した外海離島であるという自然的条件等のため、人口の定着、産業の育成等が十分には達成されていない状況にあります。

今後、引き続き小笠原諸島の基礎条件の改善を図るとともに、その特性と発展可能性を広く活用し、環境と調和した振興開発を推進していくため、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五カ年延長するとともに、新たな振興開発計画を策定し、これに基づく事業を実施する等特別の措置を引き続き講ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、奄美群島振興開発特別措置法の一部改正につきましては、第一に、この法律の有効期限を平成十六年三月三十一日まで五カ年延長するとともに、現行の奄美群島振興開発計画の計画期間を現行法の五カ年から十カ年に延長することとしております。

第二に、地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収を地方交付税により補てんする措置を講ずることとしております。

次に、小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正につきましては、この法律の有効期限を平成十六年三月三十一日まで五カ年延長するとともに、新たに平成十一年度を初年度とする五カ年の小笠原諸島振興開発計画を策定することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○平田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十六分散会

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）
第一条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「五箇年」を「十箇年」に改める。

第六条の八の次に次の一条を加える。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第六条の九 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六條の規定により、地方公共団体が、奄美群島内において製造の事業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置（製造の事業の用に供するものに限る。）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは奄美群島内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方

平成十一年三月四日印刷

交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、自治省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

附則第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。
附則第三項中「平成十一年度」を「平成十六年度」に改める。
（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）
第二条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「平成元年度」を「平成十一年度」に、「十箇年」を「五箇年」に改める。
附則第二項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書き中「平成十一年度」を「平成十六年度」に改める。

附則第六項中「平成十一年分」を「平成十六年分」に改める。
附則
（施行期日）
1 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正

規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法（以下「新奄美法」という。）第二条第一項に規定する振興開発計画が変更されるまでの間に、平成十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で奄美群島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を同項に規定する振興開発計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。
3 第二条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で、平成十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第二条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法（以下「新小笠原法」という。）第三条第一項に規定する振興開発計画（以下「新計画」という。）に基づく事業とみなして、新小笠原法第六条第一項の規定を適用する。
4 新小笠原法第五条第一項に規定する振興開発実施計画（次項において「振興開発実施計画」という。）で平成十一年度に係るものは、同条第一項の規定にかかわらず、新計画の決定の日から三十日以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
5 前項の規定により振興開発実施計画が認可されるまでの間に、平成十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で小笠原諸島の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

平成十一年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T

続きこれらの地域の振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限の延長、奄美群島振興開発計画の改定、新たな小笠原諸島振興開発計画の策定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。